

福岡県公報

平成二十八年五月十三日
第三千七百九十一号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収

書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示（市町村支援課）……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示
に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年五月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の
写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示
に関する規程（平成二十二年十一月福岡県選挙管理委員会告示第四百四十七号）の一部を
次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号（第 7 条関係）

少額領収書等の写しに係る部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 11 項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
不開示とした部分及び 理由	該当号	説明	
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額 ※開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本工業規格 A 列 4 番の 用紙に複写したもの（白黒）	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を F D に複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を C D - R に複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所 ※開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会 電話番号（ ） — 内線（ ）		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号（第 8 条関係）

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会



年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等については、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 12 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等		
不開示とした理由	該当号	説 明
問い合わせ先	〒 福岡県選挙管理委員会 電話番号() - 内線()	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県選挙管理委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。